

## 令和3年度 上砂川町事業者支援給付金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けた事業者等に対し、事業全般に広く使える資金として給付金を支給することにより、事業継続の下支えを図ることを目的とする。

### (給付金の支給対象)

第2条 給付金の支給対象（支給対象者、支給要件、給付額）については、別表のとおりとする。

### (給付金の申請及び支給決定)

第3条 給付金の支給を受けようとする者の支給申請は、別記第1号様式により行うものとし、支給申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 昨年1年間の売上高を証する書類

売上高減少となった月の売上を証する書類

売上高減少となった月の比較月の売上を証する書類

振込先口座が確認できる書類

その他町長が必要と認める書類

2 町長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を別記第2号様式により、当該申請人に通知するものとする。

### (給付金の請求)

第4条 給付金の支給決定者は、前条の支給決定後に給付金の請求を別記第3号様式により行わなければならない。ただし、給付金の確定額が給付金支給申請書に記載の申請額と同額である場合は、給付金支給請求書の提出を省略することができる。

2 前項の規定に基づき、給付金支給請求書の提出を省略した場合は、給付金支給決定通知書に記載の日に請求があったものとみなす。

### 附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

別表

支給対象者	<p>次に掲げる全ての事項に該当する者</p> <p>(1) 下記のいずれかの業種に該当し、町内に主たる事業所又は店舗を有する事業所、若しくはフリーランスを含む個人事業主</p> <p>イ 飲食サービス・宿泊業                      ホ 電気・ガス業</p> <p>ロ 卸売業・小売業                                ヘ 理・美容業などのサービス業</p> <p>ハ 製造業    ト 塗装工事業</p> <p>ニ 運輸業    チ その他町長が特に認めるもの</p> <p>(2) 申請時点において、当町の町税に滞納が無い者</p>
支給要件	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年3月から8月までのうち、前々年同月と比較して売上高が10%以上減少した月があること。</p>
給付額	<p>20万円</p> <p>※ただし、いずれも一昨年1年間の売上高からの減少分を上限とする。</p>